

# 女性医師等相談事業連絡協議会

広島県医師会常任理事 井之川 廣 江



9月30日(水)、標記協議会が日本医師会館小講堂で開催され、全国から関係者約100名が出席した。本県からは、女性医師部会の大谷美奈子部会長、井之川廣江常任理事と事務局が出席した。

この協議会では、女性医師の就業継続を支援するため、各都道府県に相談窓口の設置に向けた理解と協力を呼び掛けるとともに、先行して事業を実施している7県医師会の取組状況などの報告、さらに情報交換を行い、同事業のさらなる普及啓発を図ることを目的に開催された。

唐澤祥人日本医師会長は、冒頭挨拶で、「これまでの女性医師支援における活動状況を報告後、女性医師の活動は、医療の望ましい発展に欠かせない重要な問題である。日本医師会では、その実現のため真摯に取り組みを進めていくので、さらなる協力をいただきたい」と出席者に呼び掛けた。

以下、協議会の概要を簡略に記す。

## 開会挨拶 (要旨)

日本医師会長 唐澤 祥 人  
本会では平成18年度より厚生労働省の委託事業として、女性医師再就業支援事業を実施している。本年4月からは、就業継続と支援をはじめとする多角的な女性医師への支援を行うために女性医師支援センターと名称をあらため再出

発した。

この事業の中核である日本医師会女性医師バンクは、関係者の皆様方の献身的なご苦勞やご尽力、ご協力により順調に運営されている。

また、昨年度の女性医師再就業をさらに具体的に実行するため、女性医師の勤務環境の現況を詳細かつ正確に把握するためのアンケート調査を実施した。

このアンケート結果からは、女性医師が就業を継続するために、出産・子育てにおける幅広い支援が求められていることが分かった。とりわけ保育支援は欠かすことのできない最も重要なポイントで、多種多様なニーズが求められており、地域の保育施設やその他の保育サービスなどを効率的に利用することが現実的な対応である。

これを円滑に行うため、医師会がサポートする仕組みとして、平成19年度男女共同参画フォーラムにおいて、男女共同参画委員会より保育システム相談員設置の提案があり、昨年11月に保育システム相談員講習会を実施し、地域の保育サービスについて把握し、医師の保育に関する相談に応じられる人材を各都道府県においていただくことを要請した。また、国に対しても予算化の要望をし、本年度女性医師等復職研修・相談事業として算化され、一部の都道府県では先行して取組みがはじまっている。この保育システムおよび各種の女性医師からの相談を受け付ける相談窓口の今後の普及を目的としている。

女性医師の活動は、医療の望ましい発展に欠かせない重要な問題で、日本医師会では、その実現のため真摯に取組みを進めていく。

## 1. 育児・介護休業法の改正について

日本医師会女性医師支援センター・

情報サービス課長 今川直樹

改正のポイントは、(1)子育て期間中の働き方の見直し、(2)父親も子育てができる働き方の実現(3)、仕事と介護の両立支援、(4)法の実効性の確保である。

### (1) 子育て期間中の働き方の見直し

#### ① 現状

結婚前から仕事をしてきた女性の約7割が第1子出産を機に離職している。また、育児休業からの復帰後の働き方が課題である。育児期の女性労働者にとって、短時間勤務、所定外労働の免除のニーズが高い。現在、子の看護休暇の付与日数は、人数にかかわらず年5日であるが、子が多いほど病気で仕事を休むケースが増える。このあたりが現状の問題点である。

#### ② 法改正の内容

##### ・短時間勤務制度の義務化：新設

事業主は、3歳までの子を療育する労働者に対し、所定労働時間の短縮措置（1日6時

間等）を講じなければならない。

##### ・所定外労働の免除の義務化：新設

3歳までの子を養育する労働者の請求により、所定外労働の免除を義務化する。

##### ・子の看護休暇の拡充：改正

小学校就学前の子が2人以上であれば年10日に拡充（従来は小学校就学前の子がいれば一律年5日）

### (2) 父親も子育てができる働き方の実現

#### ① 現状

男性も子育てができ、親子で過ごす時間を持つことが求められている。男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているが、実際の取得率は1.23%（ほとんど取得できていない）。男性が子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準である。女性に子育てや家事の負荷がかかりすぎていることが、女性の継続就業を困難にし、少子化の原因にもなっている。

#### ② 法改正の内容

##### ・パパ・ママ育休プラス

父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を、子が1歳から1歳2カ月に達するまでに延長する。ただし、父母1人ずつが取得できる休業期間は1年である。

##### ・出産後8週間以内の父親の育児休業取得促進

妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、特例として育児休業の再度の取得を認める。

##### ・専業主婦（夫）除外規定の廃止

専業主婦の夫であっても、すべての父親が必要に応じ育児休業を取得できるようにする。

### (3) 仕事と介護の両立支援

#### ① 現状

家族の介護・看護のために離職している労働者が、平成14年からの5年間で約50万人にのぼる。要介護者を日常的に介護する期間に、年休・欠勤等に対応している労働者が多い。

#### ② 法改正の内容

介護のための短期の休暇制度の創設。要介護状態にある家族の通院の付き添い等に対応するため、短期の休暇制度を創設する。（年5日、対象者が2人以上であれば年10日）なお、介護休業（対象家族1人につき通算して93日まで）および勤務時間の短縮等の措置（介護休業と合わせて93日まで）は従来どおり。

#### (4) 法の実効性の確保

##### ① 現状

育児休業の取得に伴う紛争は調停制度の対象外となっている。また、育児・介護休業法には法違反に対する制裁措置がない。

##### ② 法改正の内容

###### ・紛争解決の援助および調停制度の創設

育児休業の取得等に伴う苦情・紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助および調停委員による調停制度を設ける。

###### ・公表制度および過料の創設

勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした場合に対する過料の規定を設ける。

また、国会での付帯決議で「育休切り」の防止措置として、事業主は育休期間を明示した書面を本人に交付するよう厚労省令で定めた。勧告に従わない場合の公表制度の施行日については、「公布日から1年以内」を「3カ月以内」に前倒しする。

今後の課題として、「仕事と子育ての両立」ができる勤務環境をつくるには、法改正の理念を経営者、職場の上司、同僚がしっかり受け止め、育休を取得する従業員を支援する体制が必要である。また、パート、アルバイト、派遣・契約社員などの非正規雇用で働いている労働者への対応が求められる。

## 2. 事例発表

### (1) 青森県医師会女性医師活躍推進事業

青森県医師会常任理事 村岡真理  
青森県医師会では、平成19年度から本格的に女性医師活躍推進事業に取り組んでいる。これまで県内の女性医師を対象としたアンケート調査をはじめ、講演会、女子医学生と女性医師との交流会の開催、女性医師専用のメーリングリストの立ち上げ、講演会・研修会における託児室設置の補助、女性医師相談窓口の設置など、県内の女性医師のニーズを発掘した。

女性医師相談窓口について、保育相談は事務局員、保育以外の女性医師相談は常任理事と女性医師活躍推進委員が対応している。実績はまだ少ない。

今後の課題としては、より多くの医師に周知を図るための情報網の整備、さまざまなニーズに対応できるよう相談員の資質向上を図ることなどがある。

### (2) 岩手県および岩手県医師会女性医師支援事業

岩手県医師会常任理事 増田友之  
岩手県医師会女性医師支援事業として、育児支援事業では保育事業者の紹介(費用:利用者負担)と女性医師復帰支援事業(復帰のための研修先の紹介)がある。

現在までの実績としては、平成19年1月から開始し、育児支援は7名の女性医師、1名の男性医師が計64回利用している。また、復帰研修は8名の女性医師が利用し、うち5名が1年間研修を行い現場復帰、3名が現在も研修中である。

問題点と今後の展望であるが、支援を必要とする女性医師が休職中のため、医師会会員でないため女性医師に情報が届かない。現在、同門会等を通じて広報活動を行うとともに、女性医師の配偶者が医師であることが多いので医師会活動を通じて呼び掛けている。

現在、岩手医科大学医師会が行っている女性医師復帰支援事業を県内の県立病院でも行いたい。

女性医師等相談事業については、県医師会女性医師担当事務職員が担当し、相談内容に応じ、事業者を紹介している。必要があれば女性医師部会長に連絡、県行政との交渉も担当し各種事業の推進にもあたっている。

### (3) 秋田県における女性医師支援相談窓口事業

秋田県医師会理事 小笠原真澄  
秋田県では、平成18年度から3年間にわたり、県・大学・医師会の三者合同による女性医師支援プロジェクト会議を設置し、さまざまな活動を展開した。平成20年度から県医師会女性医師委員会を立ち上げ、この活動の一部を引き継ぐ形で開始した。

委員会では、①女性医師支援総合相談窓口の設置・運営、②女性医師の勤務環境に関するアンケート調査の実施、③各種研修会の開催などを実施した。

相談事業の具体的な内容として、地域の保育システム・サービス、勤務環境、再就業・再教育システム、その他さまざまなよろず相談を想定し、医師会会員・非会員を問わず、女性医師(研修医を含む)、女子医学生を対象に各種相談を受付けることとした。

勤務環境に関するアンケート結果については、承諾を得た病院・講座のみHP(あきた女医ネット)に掲載している。

今日現在、相談窓口の利用はない。その理由

として、周知不足が考えられ、チラシなどを作成し、県内の医療機関、臨床研修医協議会、各種研修会などで配布する予定である。

#### (4) 茨城県医師会医師就業サポート事業

茨城県医師会副会長 諸 岡 信 裕

茨城県医師会では、結婚、出産、育児などを機に離職しがちな女性医師から具体的な要望を吸い上げ、男性医師を含めた医療現場全体の働き方の改善につなげるべく、男女共同参画委員会を設置した。この委員会の目的は、医師の就業支援を図るため、保育支援にかかる相談・紹介や技術研修を実施する病院へ支援するとともに、相談などを行い県内の医師定着促進を図ることである。

事業内容は、保育等支援、育児、勤務時間、復職への不安、キャリアアップなどの相談窓口業務である。事務局体制は、専門嘱託の事務職員1名を雇用、アドバイザーとして医師3名が対応している。相談者への対応手段は、窓口での直接対応、電話・インターネットによるアドバイスのほか、対面・出張相談などにも応じている。

今後の取組みについて、広報事業として、県医師会報・HPの掲載、ポスター・チラシの作成、ミニコミ誌での広報を図ることと、県や大学をはじめ、日本医師会女性医師支援センター事業など、関係機関との連携強化である。

筑波大学附属病院女性医師看護師キャリアアップ支援システムは、臨床現場定着・復帰支援として、プライベートライフと両立しながら、単なる人手ではなく、専門職としてやりがいを感じ、キャリアを重ねられるシステムの構築で、女性医師、看護師の復職等に対する事業を行っている。診療・研修コーディネートの現状は、修得したい技術、技能に合わせた研修時間・期間が設定できることが魅力である。環境整備として、パートタイム常勤(週20~30時間)制度の導入、e-learnigシステム、筑波大学ゆりのき保育所を設置した。

#### (5) 徳島県医師会保育支援事業と若い医師への広報の課題

徳島県医師会常任理事 松 永 慶 子

徳島県医師会では、女性医師の出産後の離職を防止し、勤務医不足を緩和するためには、①保育施設の充実、②女性医師のモチベーションの維持の2点が重要であることが認識されていた。そのため、平成19年度に保育支援事業を開

始することを決定し、保育支援委員会を立ち上げた。

現状を把握するため、広報対象の医師名簿を作成、次に保育支援のニーズ調査、さらに各託児所への要望仕様を作成した。託児所との契約では、コンペ参加託児所を選定後、コンペを開催し、契約託児所を決定した。決定後、医師会報と研修医の会での広報を行った。現在、医師20名の子ども27名が利用している。

本県では、全国に先駆けて会員向けの保育支援事業を開始した。情報収集や広報に関して、会員以外の若い医師に対するHPや電子メールなどITを利用した広報や子育て中の委員に対するML利用の討論が有益であった。一方、IT利用に慣れた委員間での情報が速すぎ、利用になれていない委員を含めた意見の集約が不十分になることがあり、今後従来の委員会決議や郵送などの方法との共用が重要であると思われた。

今後の課題は、保育支援ネットワークの活用によって、保育支援相談事業を開始する。徳島市以外の地域での保育支援、病児病後児保育の支援、年長児への保育支援、ヘルパー利用への支援、徳島県医師会事業として他の委員会と連携し継続していくことである。

#### (6) 山口県医師会女性医師保育等支援事業

山口県医師会常任理事 小 田 悦 郎

女性医師参画推進部会では、女性医師の就労環境に関する山口県内統一基準作り、育児支援、女性医師のリスト作り、女子医学生キャリア・デザイン支援などを実施している。

山口県からの受託事業「山口県女性医師保育等支援事業」の一環として、山口県医師会保育サポーターバンクを設置し運営している。この事業は、県内女性医師の出産・育児を理由とした離職防止を図るため、県医師会内に同バンクを設置し、サポーター情報を貯蓄し、育児支援を必要とする女性医師に対して、保育相談員が、そのニーズに沿った保育サポーターの情報提供・紹介を行い就業継続を支援することを目的としている。

保育サポーターが行う支援の内容は、基本的に女性医師が仕事と家庭を両立させるために必要な支援である。支援の内容は両者の合意に基づいて決定する。支援内容の例として、子どもの預かり保育(サポーター宅または女性医師宅)、子どもの送迎(保育施設などへ)、その他女性医師が仕事と家庭を両立するために必要な

支援などである。

今後の課題は、女性医師への広報とバンク登録者の増員を図ること、サポーターの資質向上のための研修会の開催などが挙げられる。女性医師の思いとして、少し相場より保育料が高くても、安心して子どもを任せられる人にある程度継続してほしい。ファミサポのように、例えば保育園の迎えが1週間日替わりになるのは困る。急な延長などにも対応でき、少々無理が利く、急に遅くなるときの子どもにご飯を食べさせてもらえると、さらに家事援助もしてもらえるとありがたいといったことがある。

### (7) 宮崎県における女性医師支援

宮崎県医師会常任理事 荒木 早苗

宮崎県医師会では、平成16年4月から女性医師委員会を立ち上げ、女性医師フォーラムの開催、女性医師アンケートの実施、復職支援プログラムなどを作成した。

女性医師の勤務実態・職場環境や子育て環境の実態を把握するため実施したアンケート結果から、現在、勤務していない女性医師9名に着目した。年齢が60代以上の女性医師は、健康上の理由で復職を希望していなかったが、30代と40代の女性医師は、結婚・出産・育児で仕事を中断したが復職を希望していた。ただし、復職条件は、非常勤・外来であった。

若い医師の多くは復職を望んでいる。そこで、復職支援プログラム委員会では、臨床現場である病・医院などの施設において、再教育プログラム、ブラッシュアッププログラムを提供し、円滑な職場復帰を支援することを目的に、手挙

げ方式により参加施設を募集し登録した。具体的なプログラムは、希望した女性医師と医療機関責任者との話し合いにより決定している。また、コーディネーターは、女性医師の希望を最大限に尊重し、家庭と仕事の両立が可能となるように配慮し情報収集を行うとともに、復職にあたって、勤務時間、保育所、セクシャルハラスメント防止などの問題に関する相談窓口としての役割を担う。

女性医師支援関係事業については、10月から内容に制限なく、どんなことでも相談可能な女性医師相談窓口を開設する。

### 3. 来年度の事業の見込みについて

日本医師会女性医師支援センター  
事業マネージャー 保坂 シゲリ

平成18年度より厚生労働省の委託事業として、『日本医師会医師再就業支援事業』を実施し、一定の成果をあげてきたが、平成21年度から、『日本医師会女性医師支援センター事業』と名称が変わり、新たな出発を迎えた。

現在実施中の女性医師等復職研修・相談事業(平成22年度は女性医師等就労支援事業へ名称変更予定)に対し、厚生労働省は当初、同事業の推進に向け大幅な予算増をほぼ固めていた。しかし、今夏の衆院選で政権が交代し、政権与党である民主党は、予算の見直しを行うことを決めた。今日現在、まったくの白紙状況といわざるを得ない。

同事業については、予算がつくことを前提で各都道府県行政との折衝をお願いする。

## —平成20年度版—

# 『日本医師会年次報告書』 発売ご案内

※『国民医療年鑑』の名称が、18年度版より変更されました。

○金額：一冊 4,200円(税込 送料本会負担)

※税込定価 4,800円の2割引

※ご注文は、在庫がなくなりしだい終了させていただきます。

○申込先：広島県医師会 総務課 (現金又は引取り可)

TEL 082-232-7211 / FAX 082-293-3363